二十　平成二十八年総務省告示第二百二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域	1　［同左］
区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲	区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲
［1・2　略］	［1・2　同左］
3　削除	3　(1)　茨城県龍ケ崎市4200―3　(66.50) (2)　茨城県稲敷郡美浦村興津字向井982―1　(73.20) / 北緯35度54分22秒東経140度11分13秒の地点と北緯35度55分28秒東経140度12分36秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度55分44秒東経140度12分55秒の地点と北緯35度55分52秒東経140度13分06秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度56分09秒東経140度13分27秒の地点と北緯35度56分18秒東経140度13分39秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度56分36秒東経140度14分01秒の地点と北緯35度57分20秒東経140度14分57秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度58分08秒東経140度15分58秒の地点と北緯35度59分28秒東経140度17分38秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［4～15　略］	［4～15　同左］
［2～4　略］	［2～4　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

二十一　平成二十年総務省告示第四百二十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域	1　［同左］
区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲	区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲
［1～11　略］	［1～11　同左］